

平成24年1月6日

## 大学院設置基準等の改正への意見

財団法人大学基準協会

会長 納谷 廣美

### 1. 博士課程論文研究基礎力審査の導入について

わが国の大学における博士課程教育を実質化し、その質を高める観点において、「博士課程論文研究基礎力審査」を制度上可能としようとする姿勢は、一定の評価をすることができる。

しかしながら、「博士課程論文研究基礎力審査」の導入に当たっては、下記のような種々の点に関し、十分留意する必要がある。

- ・ 博士課程に進学する学生の多様性等に鑑みると、同制度の各大学における安易な実施は、質保証の観点から懸念がある。そのため、今後、研究基礎力審査の筆記及び面接における試験等の内容をどのように精査するか、試験体制をどのように構築するのか等の課題を十分検討したうえで、制度を導入する必要がある。
- ・ 現状では、修士論文の作成が学生の論文作成能力の向上に大きく寄与していることを十分に踏まえる必要がある。こうした能力は、研究法や論文執筆法などの授業をとるだけで身につくものではない。修士論文の作成あるいは同様の訓練・経験を経ない学生が、博士後期課程に進学し、博士論文を作成することは困難であることから、論文作成能力を確認する仕組みを設けるなどの十分な対応が必要である。
- ・ また、例えば、医療技術系分野の博士課程における臨床実践力の取扱いなど、分野の特性を踏まえた「博士課程論文研究基礎力審査」及びこれに伴う教育課程等のあり方に関わる各論的検討も必要である。
- ・ 社会人を博士後期課程に受け入れる場合等において、「博士課程論文研究基礎力審査」制度が、安易に「修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認め」る（学校教育法施行規則）ことにつながる場合、「博士課程論文研究基礎力審査」制度自体の形骸化を招くおそれがあり、慎重な取扱いが必要である。
- ・ 「博士課程論文研究基礎力審査」を厳格に実施することとあわせ、同審査を経て後期課程に進めなかった学生が再チャレンジできる制度についても、検討を行う必要がある。

## 2．修士課程と博士課程のあり方の明確化について

わが国の大学院教育の改革のためには、博士課程と修士課程との違いをこれまで不明確にしてきたことについても、根本的な見直しが求められる。すなわち、修士課程と博士課程とは、設置目的が異なる教育課程であるにも関わらず、これを無理に接続させるために、博士課程を前期と後期に区別したこと自体が、修士課程との関係で博士課程前期の性格を曖昧にしており、制度的な矛盾も顕在化させている。このたびの「博士課程論文研究基礎力審査」制度に関しても、例えば、この審査を経て認定される「基礎力」が修士学位に相当するという取扱いがなされていることや、現行法規では修士課程の学位授与要件と同一であるのに対し、今回の改正案では、修士課程とは異なる要件で修士の学位が授与できるとされており一貫性に乏しいなど、博士課程と修士課程との違いの不明確さからくる問題があることを指摘できる。同様に、今後の導入が検討されている他の制度との関係からみても、例えば、教員養成システムの「修士レベル化」を意図し、修士レベルの資格として導入が検討されている「一般免許状（仮称）」は、博士課程と修士課程との違いが必ずしも明確でない現状において、「博士論文研究基礎力審査」制度との関連で、教育現場での混乱を招く懸念がある。修士課程が、学士と博士の中間学位ではなく、博士課程とは異なる人材養成目的をもった独自の教育課程であることを改めて確認することもあわせて行い、博士課程、修士課程それぞれの設置目的をより明確にする対応が望まれる。

### 3 . 博士課程教育のあり方の再考の必要性について

博士課程教育の充実を図るためには、「博士課程論文研究基礎力審査」制度の導入のみではなく、博士課程教育全体のあり方の再考が必要であることは、言を俟たない。すなわち、何より各大学が、博士課程の教育目標を明確化し、それを実現するための教育課程を整備し、またそれに適合した学生を受け入れることが重要であり、この徹底が強調される必要がある。また、いくつかの研究分野を跨る境界領域を対象とする大学院専攻では、他専攻とのつながりが重要であることから、1人の教員が複数専攻で主指導教員となることができれば、教育・研究の両面において大いに効果が期待できる。こうした措置の検討も望まれる。

以上